

『一橋大学社会科学古典資料センター年報』編集委員会設置要領

(設置)

第1条 一橋大学社会科学古典資料センター（以下、「センター」という。）に、『一橋大学社会科学古典資料センター年報』編集委員会（以下、「編集委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 編集委員会は、『一橋大学社会科学古典資料センター年報』（以下、「『年報』」という。）に関する以下の事項を検討する。

- 一 『年報』の掲載記事の決定
- 二 『年報』投稿論文の審査に関する事項の決定
- 三 別に定める審査委員会の意見に基づく投稿論文掲載の可否

(組織)

第3条 編集委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 センター教授
- 三 センター専門委員会委員から2人

(委員長及び編集長)

第4条 編集委員会に委員長及び編集長を置く。

- 2 委員長は、第3条第1号の委員をもって充てる。
- 3 委員長は、編集委員会を主宰し、委員会の業務を総括する。
- 4 編集長は、第3号第2号の委員をもって充てる。
- 5 編集長は、編集業務を掌理する。

(任期)

第5条 第3条第3号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務)

第6条 編集委員会の事務は、センター助手が行う。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、専門委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。